



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近年の畑作物農業をめぐる制度とJAグループ北海道の取組
Author(s)	平田, 靖
Description	2011年度秋季大会シンポジウム共通論題「北海道畑作農業の現段階と可能性」
Citation	フロンティア農業経済研究, 17(2), 34-43
Issue Date	2014-02-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66025
Type	journal article
File Information	17-2-5_hirata.pdf



近年の畑作物農業をめぐる制度とJAグループ北海道の取組

北海道農業協同組合中央会 農業対策部 畑作農業課 平 田 靖

Recent policy developments for upland crops and the efforts of the JA
Cooperatives Group Hokkaido

Yasushi Hirata
Hokkaido Union of Agricultural Cooperatives

1. はじめに

北海道畑作農業は、厳しい気象条件の中で、基本技術の高位平準化、品種改良、基盤整備、機械・施設の導入等に懸命に取り組みながら、麦類・てん菜・ばれいしょ・豆類などの土地利用型作物を基本に、国内においては比較的大規模な主業的農家が輪作による畑作農業を展開し、畑作物の高品質・安定供給に努めてきた。本報告では、近年の畑作農業の経営所得安定対策の変遷に係るJAグループ北海道の政策提案の取組を通じて、畑作農業の経営所得安定対策制度についての課題を掘り下げることをしたい。

2. 品目横断的経営安定対策(水田・畑作経営所得安定対策)に係るJAグループ北海道の取組

畑作農業の経営所得安定対策は、2007年産からそれまでの品目別価格・所得対策から品目横断的経営安定対策(2008年産から見直しにより水田・畑作経営所得安定対策へ名称変更)に移行した。その背景は、「農政改革大綱」(1998年)や「食料・農業・農村基本法」(1999年)、最初の「食料・農業・農村基本計画」(2000年)な

どに示された方向の具体化であり、農業構造改革の加速化と、国際規律強化にも対応しうる政策への転換を目的とするものであった。品目横断的経営安定対策では、意欲と能力のある担い手に対象を絞って、「緑の政策」を基本に、過去の生産実績に基づく支払と当該年の生産量・品質に基づく支払の2つの形に品目横断的に助成することとした。

JAグループ北海道は、品目横断的経営安定対策の構築にあたって、①国内生産の維持と需給調整機能の仕組みの確保、②政策対象は農業で生計を立てる主業的な農業者、③「緑の政策」に「黄の政策」を組み合わせ、担い手の主体的取組を助長する仕組みを支援、④輪作体系の確立・維持に着目した、環境・資源保全直接支払の構築、⑤万全な財源確保、支援水準の確保、⑥総合的な畑作物支援対策の構築の6点を政策提案した。特に政策転換にあたって、国内生産の維持と需給調整機能、「緑の政策」と「黄の政策」を組み合わせた日本型直接支払制度の構築(資料1)、担い手の主体的取組を助長、輪作体系の確立・維持に着目、の4本柱を強調した。

「緑の政策」だけでは、特に畑作地帯については生産性や単収・品質向上に取り組む努力が報わ

緑の政策と黄の政策を組合せた 日本型直接支払制度の構築

品目横断的政策直接支払				対象経営
緑の政策（過去の面積等に基づき固定支払）				
生産性・品質向上対策支払				対象経営外
黄の政策（品目毎に当年度の生産量等に基づき変動）				
環境・地域資源直接支払 ※ 緑の政策				
麦	大豆	てん菜	でん原用馬鈴しょ	取引価格
その他品目				

資料1 品目横断的経営安定対策構築に係る JAグループ北海道の提案

れないという課題があり、日本型の直接支払制度として「黄色の政策」も組み合わせるべきだと主張してきた。また、担い手への主体的取り組みの助長については、品質向上に伴うインセンティブを誘導する政策も主張してきた。さらには、輪作体系の確立維持に着目した支払いというのも必要ではないかと政策提案をした。対象経営について北海道は結果的には10ha以上になったが、我々は農業で生計を立てている人、農業所得が農外所得を上回る農業者を対象にすべきと主張した。認定農業者という条件も付け加えている。

品目横断的経営安定対策（水田・畑作経営所得安定対策）の支援内容は、最終的に、「生産条件不利補正交付金」と「収入減少影響緩和交付金」の2つに決まった。「生産条件不利補正交付金」（ゲタ）は、担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分（諸外国との生産条件の格差から生じる不利）を補てんするものだ。北海道の十勝地域や網走地域の畑作農家は経営能力が非常に高いと思うが、しかし、電気代、燃料、肥料代、人件費など、国際競争を行ってもどうしても解決できないコストがあり、そのコスト差を埋めるものと理解している。生産条件不利補正交付金は、過去の生産実績に基づく「固定払」（緑ゲタ）と毎年の生産量・品質に基づく「成績払」（黄ゲタ）からなる。成績払は、畑作物4品

それぞれに措置された。固定払については2004年～2006年の生産量を基に、市町村ごとに単価が産出され、各生産者の4品目生産実績に基づいて毎年交付金が出る仕組みである。他方、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）は、収入減少による農業経営への影響を緩和するために、国3：生産者1という割合で積立金を拠出した基金から補填するものである。

水田・畑作経営所得安定対策を3年程実施する中で、いろいろ課題が出てきた。1つは、成績払固定払の比率が3：7と固定払の割合が高く、不作時には所得確保に寄与するが、豊作時には、十分なインセンティブが期待できなかった。第2に、小麦に代表されるように、高収量・高品質の向上努力に対する支援が不十分であり、生産者の経営意欲が低下した。第3は根本的課題なのだが、固定払は農産物輸出国において生産過剰を抑制する上で有効かもしれないが、わが国のように食料自給率向上の推進という政策方向とは整合性が取れず、作っても作らなくても助成を受けられる点だ。さらに、第4の課題として、固定払の助成を得て、他作物へ作付移行することが制度上可能であり、制度対象作物並びに他作物の需給環境に影響を与えた。具体的にいうと、てん菜の作付が減り、国内産糖が十分市場に供給できなかったり、逆に他の作物が供給過剰になったりという問題が生じた。第5の課題は、農地の権利移動に関して、固定払の移動が支障となるケースが生じたことである。

3. 農業者戸別所得補償制度とJAグループ北海道の取組

品目横断的経営安定対策（水田・畑作経営所得安定対策）の内容を法制化した「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（担い手経営安定新法）が2006年に制定さ

れ、恒久的な制度であると生産者の方に説明してきたところが、2009年の政権交代に伴って民主党のマニフェストを具体化した農業者戸別所得補償制度に転換した。国の資料によると、農業者戸別所得補償制度の目的は、農業経営の安定、食料自給率の向上、農業の多面的機能の維持ということである。

JAグループ北海道は、農業者戸別所得補償制度の構築に関して次のような政策提案を行った。1つは、中長期的に安定して継続される政策の構築並びに万全な財源確保である。3年で政策が変わると思わなかったのが、関税・調整金財源の変化にも十分対応できる仕組みとするとともに、将来にわたる安定的な運営の確保に向けて、国の責任において万全の財源を確保し、中長期的に安定して継続される政策の構築を提案した。2つ目は、総合的な畑作物支援対策の構築である。農業経営の安定と生産基盤の維持・拡大を図るために

は、農業者戸別所得補償制度だけでなく、金融・税制対策に加え、土地改良、基盤整備、施設・機械整備に対する万全な支援等を含めた総合的な支援対策の必要性を訴えた。

3つ目は畑作に係る新たな所得補償制度の提案である（資料2）。

われわれが提案した新たな畑作所得補償支払は、①輪作維持確立など環境保全等に着眼した支払、②当該年の生産数量・品質に着眼した数量支払、③当該年の作付面積に対する固定的な支払の3つから構成される。①では、輪作が有する国土環境保全、自然循環機能効果など環境保全に着眼した支払を、輪作体系を構成する土地利用型作物（小麦・大麦などの麦類、生食・加工・でん原ばれいしょ、てん菜、大豆・雑豆などの豆類、土地利用型野菜、種子用農産物など）すべてを対象に措置すること、②では、当該年の生産数量・品質に着眼した数量支払を措置し、販売代金と合わせ

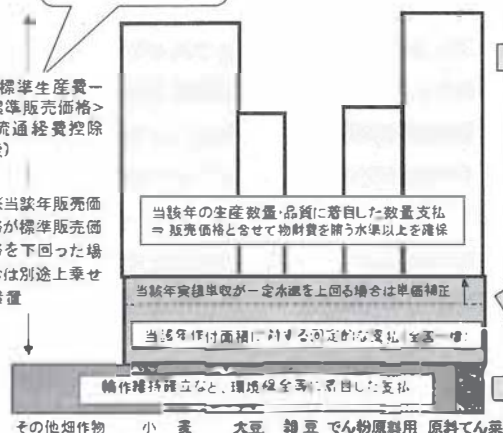
<水田・畑作経営所得安定制度の主な課題>

- ・対象作物から対象外作物作付への移行により作物別需給に悪影響。
- ・成績払と固定払の比率(3:7)により、不作時には所得確保に寄与する一方、豊作時には十分なインセンティブが期待されない。
- ・農地の権利移動に関し、固定払の移動が支障。
- ・基準期間の生産量に糖分等品質が加味されておらず、過去の努力が反映されない。
- ・市町村が異なると、各年の過去実績数量が全く同じでも、固定支払額が異なり、不公平感が生じる。

地域ごとに現行対策の支援水準以上を確保

<標準生産費＝標準販売価格>（流通経費控除後）

※当該年販売価格が標準販売価格を下回った場合は別途上乗せ措置



※輪作計画に基づく輪作構成作物 ※でん粉原料用馬鈴しょについては、固有用途向を対象とした水準に修正 ※種子用農産物も含む

<導入目的>

<導入効果>

- 生産性向上による自給率向上へ努力した生産者が報われるインセンティブ効果
- ① 不作時における経営安定対策効果
- ② 対象作物作付誘導効果（対象外作物移行への抑制）
- ③ 農地権利移動の円滑化効果
- 適正輪作体系の維持確立による国土環境保全、自然循環機能効果

自給率向上に向けては国内農産物が確実に輸入物に置き換わるための誘導策が不可欠
⇒内産優先の原則の形骸化からの脱却、調整金収支に影響されない一般財源の確保、原料原産地表示の適用拡大など

資料2 畑作農業における戸別所得補償制度設計に係る JAグループ北海道の基本的考え方

て物財費を賄える水準以上を確保すること、③では、過去実績を算出基礎とする固定払が抱える課題を解消するために、当該年の作付面積に対する固定的な支払（岩盤対策）を措置することが、それぞれ必要とした。なお、②と③の合計は、現行対策の支援水準以上を確保し、固定的な支払の単価については、当該年の実績単収が一定の水準を上回る場合、補正措置を講ずるよう主張した。さらに、品質向上努力が報われる十分な品質加算並びに、土地利用型農業を展開している主業的な農業経営が、規模に係る加算の対象となるよう制度の構築、並びにセーフティ・ネット対策として、農業共済制度の充実と販売価格の低下に対応した作物ごとの所得補てんによる万全な経営安定対策を構築することも訴えた。

最終的に決まった農業者戸別所得補償制度の概要は次の通りである。対象作物は、恒常的にコスト割れし、食生活上重要であり、他の作物と組み合わせる生産する作物ということで、従来の対象品目にそば・なたねが加えられ、対象農業者も販売農家となり、認定農業者ではなくなった。仕組みは、生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付するものだが、畑作物の所得交付金支払いは、当年の生産実績に基づく支払（数量払）を基本とし、営農継続支払を面積払で先払いする。この数量払の交付単価は品質に応じて単価の増減を行うとともに、小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合、加算措置を講じる。併せて、畑地版の産地資金が創設され、地域特産物の振興、戦略作物の生産性向上に向けた取組を支援、対象畑作物の生産状況に配慮しつつ、都道府県の判断で畑地も対象となった。

農業者戸別補償制度への移行に伴って水田・畑作経営所得安定対策に係る諸課題が解消された。1つ目は、数量払を基本とする仕組みに変わった

ことで、固定払に係る5つの課題が解消された。2つ目は、数量払、特に単収向上・品質向上等が、生産性の向上努力が直接反映しやすくなった。さらに、畑地版産地資金が創設され、産地に必要な取り組みを支援する環境が一定程度整備された。

畑作に係る農業者戸別所得補償制度の残された第1の課題は、やはり中長期的に安定して継続する制度の必要性である。制度はあまり変わらないでくれというのが現地の声だ。第2の課題は、畑地版の産地資金が創設されたが、政策支援のバランス変化により輪作で麦が過作になったり、てん菜・でん原ばれいしょが減ってきたりという輪作体系の乱れが生じている。地域戦略に基づく合理的輪作体系の確立に向けて、創意工夫による地域の取組に対して総合的に支援する仕組みに、畑地の産地資金の拡充（緑肥輪作加算を包含）を政策提案している（資料3）。第3はセーフティ・ネットに係わる課題である。制度としてナラシは残っており、農業共済制度との関係でナラシは品目ごとの収入差額を合算して共済評価額の控除、わざわざ一回計算して控除している実情もあるので、販売価格の下落や生産者手取りの減少等に対応しうるセーフティ・ネットの一体的な運用というのが分かりやすいのではないかと、政策提案をしている。

4. JAグループ北海道による畑作物作付指標面積の設定と推進に係る課題

JAグループでは、1980（昭和60）年産から毎年「畑作物作付指標作付指標面積」を設定し計画的な生産を推進している。作付指標には、①輪作体系の確立により、安全・安心で高品質な畑作物の安定生産を図る、②需要動向を踏まえた計画生産により、安定供給を図る、③計画生産により、各種農業諸制度（内外麦コストプール方式、糖価

対策のねらい

■ 北海道畑作農業は、地域輪作体系の崩れにより、畑作物の生産性・品質低下や需給上のミスマッチ拡大、原料集荷数量の減少による施設(工場)稼働率の低下等が顕在化している。

については、地域実態に即した多様な輪作体系を確立し、北海道畑作農業の潜在能力をフル発揮することにより、食料自給率・生産数量目標の達成並びに主要品目(=戦略作物)の生産性向上を図る。

- ◆ 戸別所得補償制度導入にともなう作物間の収益性・生産性格差の解消
- ◆ 畑作経営の構造変化を捉えた作付制約要因の解消
- ◆ 気象・土壌条件等に対応した輪作確立に向けた取り組みへの支援

☞ 「畑作物作付指標面積」と作付実績の乖離是正 ※生産数量目標の配分は産地の取組みとの整合性確保が必要

対策の内容(メニュー方式)

<例>

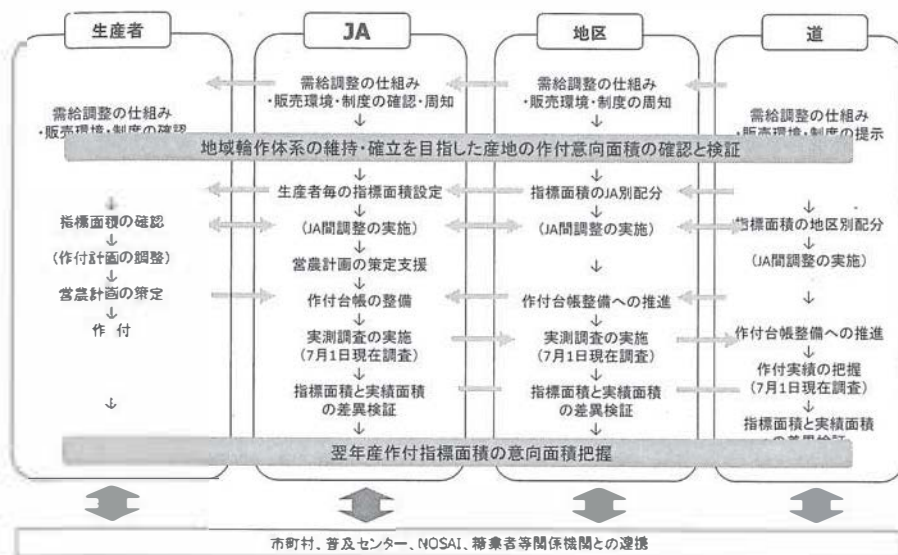
- ① 原料てん菜の作付拡大に向けた取り組みへの支援 ⇔ 適正な輪作体系の確保
- ② でん粉用・加工用馬鈴しょ品種の作付拡大に向けた取り組みへの支援 ⇔ 秋まき小麦の前作確保
- ③ 豆類の作付拡大に向けた取り組みへの支援 ⇔ 輪作年限の延長
- ④ 野菜・緑肥作物・飼料作物の導入への支援 ⇔ 秋まき小麦の前作確保、輪作年限の延長
- ⑤ パン・中華めん用等小麦(春まき小麦)への作付シフトに向けた取り組みへの支援 ⇔ 適正な輪作体系の確立

資料3 輪作体系に着眼した畑作の産地資金のイメージ

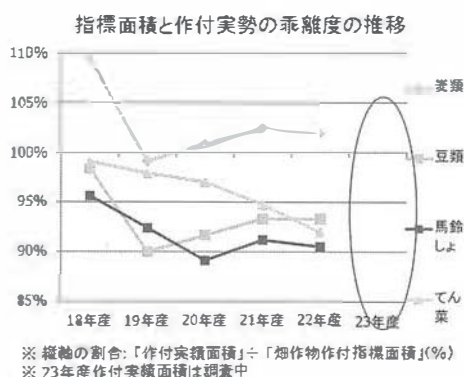
調整制度、でん粉の価格調整制度、雑豆TQ制度など)の堅持を図る、の3つの目的がある。つまり、きちんと輪作をして、安全・安心・高品質な畑作物の安定生産、安定供給を行い、きちんと作っていくことで現行制度に理解が得られるということで、計画生産を推進している。これによって畑作経営の安定を目指し、輪作体系も確立できると考えている。指標面積は全道の設定だが、22年の実績なり指標面積は、麦・豆・ばれいしょ・てん菜全体で、30万ha前後である。作付指標面積に基づく作付推進については、生産者・JA・地区・全道でそれぞれ作付意向面積の確認と検証をしながら行う取組を行っている(資料4)。

畑作物作付指標面積の設定と推進は、地域の輪作体系の維持・構築、生産力・品質の維持向上、需給調整を踏まえた畑作物の安定供給と需要確保、販売価格の変動緩和、各種農業諸制度の安定的運営の堅持、その結果としての畑作経営の安定

に一定の役割を果たしてきた。ただ、各生産者が輪作をきちんとやっていくことや、その時々で足りないもの、若干多いものが必ず出てくるので、輪作体系の維持・確立と需給調整対策をどうしていくのかは恒久的な課題である。資料5は、近年における指標面積と実績面積の乖離状況を示している。麦類は指標面積より実績面積の方が多くなっているが、それ以外の対象作物(特にてん菜やでん粉原料用ばれいしょ)は、指標面積を下回る傾向にある。特に、水田農業にはない輪作の特性にはどうしてもこだわるところである。土地利用型作物とともに展開している、輪作を安定的に生産していくためには4品のみならず、いろいろな作物と組み合わせることが必要である。輪作の効果には、労働配分の均衡化や土地の利用率の向上、危険分散、土壌病害虫・雑草の発生抑制、肥料の効率の向上等々があり、環境保全にも資することで、持続的な畑作農業の展開ができ、生産性向上・品質向上につながる(資料6)。代表的な



資料4 畑作物作付指標面積に基づく作付け推進体制



指標面積と作付実勢の推移データ 単位:千ha

	18年産		19年産		20年産		21年産		22年産		23年産	
	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績	指標	実績
麦類	112	123	116	115	114	115	112	115	113	115	114	
	109.6%		99.1%		100.9%		102.5%		102.0%			
豆類	61	60	60	54	60	55	60	56	60	56	60	
	98.4%		90.0%		91.7%		93.3%		93.3%			
馬鈴しょ	58	56	60	55	60	53	58	52	58	52	58	
	95.6%		92.4%		89.1%		91.2%		90.5%			
てん菜	68	67	68	67	68	66	68	64	68	63	68	
	99.1%		97.9%		97.0%		94.8%		92.0%			

(注)実績はJA北海道中央会調べ

資料5 近年における畑作物作付指標面積と作付実績面積の乖離状況

例は、十勝であれば4作中心に回しており、オホーツクの方では3作中心だが、いまはほとんどの生産者がさらに野菜に取り組んでいるということで、地域によって多様な輪作体系をとっている。道内の各試験場で実施された連作と輪作の比較試験の結果によると、連作をすると収量等がずいぶん減ってしまうということなので(資料6)、きちんと輪作をやっという呼びかけしている。

5. おわりに—北海道畑作農業の目指す姿とその実現に必要な政策、TPP交渉参加問題

資料7に、北海道畑作農業の目指す姿とその実現に必要な政策を示した。畑作物については、そのままの形では市場流通できない加工原料作物が多く、地域のでん粉工場・製糖工場などで加工された上で、製品として流通するという特徴がある。このため、原料価格は常に輸入原料との価格競争にさらされており、よって生産者への万全な

- 北海道畑作農業は、土地利用型作物を基本に輪作体系を確立し、大規模畑作経営を展開。
- 麦・大豆等戦略作物を安定的に生産していくためには、当該作物のみならず他の畑作物を含めた輪作体系を維持・確立していくことが必要。

＜畑作地帯における輪作の効果・必要性＞

- 労働配分の均衡化
- 土地利用効率の向上
- 冷害等の危険分散
- 土壌伝染性病害虫や雑草の発生抑制
- 肥料の利用効率の向上
- 土壌用分のバランス維持による地力の維持増進

～畑作物 輪作体系の例～

- 4年輪作(十勝管内中心)
秋まき小麦 ⇒ てん菜 ⇒ 豆類 ⇒ 馬鈴しょ

- 3年輪作(オホーツク管内中心)
秋まき小麦 ⇒ てん菜 ⇒ 馬鈴しょ

※気象・土壌条件や産地形成の取組みなどにより、畑作物に野菜を組み入れるなど、地域によって多様な輪作体系による畑作農業を展開。

- 環境保全
- 持続的畑作農業の維持・確立
- 畑作物の生産性・品質向上

輪作と連作の収量比較試験結果

＜十勝農業試験場(4年輪作の収量=100)＞

	小麦	いんげん	てん菜	馬鈴しょ
連作収量比	78	53	84	80

注)連作開始5年目～10年目までの平均値

＜北見農業試験場(4年輪作(小麦は6年輪作)の収量=100)＞

	小麦	大豆	てん菜	馬鈴しょ
連作収量比	67	80	82	91

注)昭和34年から平成12年までの42年間に於ける北見農業試験場の平均

資料6 輪作体系の維持・確立の必要性

○北海道畑作農業の目指す姿

- ① 我が国の食料安定供給・自給率向上に寄与
- ② 畑作物の生産振興や生産力の向上を図り、それぞれの地域の潜在能力を最大限に発揮
- ③ 輪作体系の維持・確立を図り、持続可能な畑作農業を実現

前提条件

万全かつ安定的な財源の確保

WTOなど農業交渉日本提案の実現

北海道畑作農業の目指す姿「実現に必要な政策」

- ① 畑作物の自給率向上作物としての位置づけを明確化する政策
- ② 輪作体系の維持・確立と生産性・品質向上の努力をした生産者が報われる政策
- ③ 畑作経営の安定並びに円滑かつ確実に生産・流通・消費が実現できる総合的な政策

◆必要な具体的施策

- ① 経営所得安定対策の実施
- ② 環境保全・規模拡大への取り組みに対する支援
- ③ 生産振興・流通円滑化(出口対策)に対する支援
- 農業共済制度・販売価格下落対策の充実強化
- ⑤ てん粉工場・製糖工場の製造経費に対する支援
- ⑥ 基盤整備・土地改良・施設・機械導入、試験研究への支援
- ⑦ 担い手への重点的な支援
- ⑧ 中山間地域等条件不利地域への直接支払い

◆北海道畑作農業固有の事情

- ① 輪作体系の展開による畑作
- ② 堆肥・緑肥の投入、交換耕作等の実施
- ③ 加工原料作物の生産
- ④ 寒冷地等条件不利地での生産
- ⑤ 大規模経営の展開
- ⑥ 主業的経営の展開

資料7 北海道畑作農業の目指す姿とその実現に必要な政策

所得確保対策や、競合する輸入原料作物並びに輸入製品に対する国境措置が不可欠と考える。また、畑作物は、北海道畑作農業にとって合理的な輪作体系の確立並びに、水田農業の利活用の推進を図る上で欠かすことのできない重要な作物であるとともに、地域農業・地域社会・地域経済を支える基幹作物である。さらに、堆肥等の投入や交換耕作等、酪農をはじめとする草地形畜産と連携した有機資源の循環利用が重要であること、寒冷地のため米がなかなか作れず、加工原料作物を作ってきたこと、大規模専業経営を主体とする主業的経営が展開して来たこと等、水田農業とは違った事情がある。

北海道畑作農業は、これら畑作固有の事情を踏まえ、国民理解の下、輪作体系の維持・確立を図り、畑作物の生産振興や生産力の向上を通じて、それぞれの地域の潜在能力を最大限に発揮し、特色ある畑作農業が各地で持続的に展開され、わが国の食料安定供給・自給率向上に寄与していくこと、並びに消費者や実需者に支持される、安全・安心な畑作物を安定供給することが今後の目指す姿と考えている。この目指す方向の実現のため、

『持続可能な畑作農業の確立』を基本理念として、畑作物作付指標に基づく計画生産に向けた取組を着実に実践し、農業経営の安定と生産基盤の維持・拡大を図るためには、生産性向上・品質向上・環境保全・規模拡大に努力した生産者が報われ、畑作経営が安定しうる経営所得安定対策の実施と、畑作物が確実に生産・流通できうる対策に加え、金融・税制対策、土地改良・基盤整備、施設・機械整備、品種開発等試験研究への支援対策など、総合的な政策体系の構築を図る必要がある。そのためには、万全かつ安定的財源の確保と安定的な制度運営、WTO農業交渉における日本提案（多様な農業の展開・共存）の実現が前提条件となると考えられる。

最後に、この場を借りてTPP交渉参加問題につ

いて一言申し上げたい。JAグループはTPP交渉参加に反対している。その理由は、TPP参加と食料の自給率向上・安定供給は両立できないからである。TPP参加は、特に専業農家が多い北海道の農業に甚大を及ぼす。兼業農家が多数を占める地域では、兼業しながら例えば米を作るということで対応可能かもしれないが、専業地帯はTPPの直撃を受ける。さらに、専業地帯では農業関連産業もたくさんあり、農業だけでなく地域経済も崩壊してしまう。

TPP推進派は、重要品目に例外措置を設けた上でTPPに参加したらどうかと主張する。しかし、TPP協定交渉参加国間のFTAをみると、P4協定で関税撤廃の例外となるタリフラインの割合は1%未満と非常に少ない。それから、米国などP4協定以外のTPP交渉参加国間のFTAでも関税撤廃の例外となるタリフラインの割合は最大でも1%程度と聞いている。日本はこれまでに13か国・地域とEPAを結んでいるが、関税撤廃の例外品目が農林水産品を中心にタリフラインの約10%～15%ある。P4協定なり、P4協定以外のTPP交渉参加国間のFTAでは、従来わが国が締結してきたEPAにおいて関税撤廃の例外としてきた農林水産品のほとんどが例外品目とはなっていない。したがって、TPP協定の主要交渉国である米国、オーストラリア、ニュージーランドが、いずれも超強力な農畜産物輸出国であることも併せ考えると、TPP交渉に参加しても日本の重要品目を関税撤廃の例外として認めさせることは基本的に厳しいのではないかと。

酪農学園大学の柳先生は、米国とFTAを締結した韓国で農業が衰退している事情を北海道新聞に寄稿している。それによると、「日本では、韓国が手厚い予算をつけて改革が成功し、FTA交渉をスムーズに進めたかのように誤解されている」、また、「韓国は専業農家の経営規模拡大のために農地拡大に取り組んだが、国土に占める農

地の割合はずいぶん減っている」、「食料自給率は1990年に62.6%だったのが、2008年には48.7%に減っている」、さらには「後継者対策には重点的に予算をつけたが11%いた後継者は2005年には3.5%」ということで、いずれもなかなか効果が上がらないということである。「金を注ぎ込めば農業が強くなるというものではない」そうだ。これが現場の実態なのだと思う。

畑作部門を考えると、原料畑作物はそのまゝの形では市場流通できない。例えば、米や野菜などは市場に持っていけば買ってくれるが、てん菜は持って行っても買ってくれない。やはり地域のでん粉工場や製糖工場で加工された後に製品として市場流通する。そのため、原料価格は常に輸入との価格競争であり、したがって、経営安定所得対策も必要だし、競合する輸入原料、さらには加工製品に対する国境措置が不可欠である。TPPに参加すると、国境措置がなくなる。例えば、小麦の国境措置がなくなると、小麦粉も無関税で入ってくる。そうすると、北海道で小麦を生産しても小麦を加工してくれる製粉会社が存在できるかどうか、もしかしたら工業製品のように工場が海外に移転してしまうかもしれない。さらには、小麦粉で輸入してしまうかもしれないということで、小麦を作っても加工してくれるところが激減してしまう。そうすると、いくらお金を畑作生産者に注ぎ込んで畑作物を作っても加工できないという事になったら、これはやはり農業の衰退につながる。小麦だけではなく、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについても同様である。

全道で畑作物全体の作付面積が30万haあるが、十勝も畑作4品で12万haある。では、これだけの面積を何の生産に転換可能かを考えるとなかなか難しい。果樹への転換は非常に困難である。野菜もすでに輪作の中でずいぶん作っている。野菜は、全道で7万ha弱の作付があるが、仮に30万haある全道の畑作面積を野菜作に転換するとな

ると、わが国の食料自給率は大幅に低下するだろう。するとやはり、食料自給率の維持・向上とTPP参加の両立はあり得ない。だから、TPP参加には反対である。

最後に、本間先生は北海道新聞に、「農林水産省は関税撤廃で年4兆1千億円の農業生産額が失われると試算する。誤りだ。」と書かれているが、私もそう思う。「例えば、マチの青果店（農家）の隣に大手スーパー（輸入品）が現れ、大安売りしたとする。青果店の商品は売れ残る。試算でいうところの4兆1千億円だ。でも、店主は値下げしたり仕入れ品を変えたりするだろう。」

「TPP参加で関税が撤廃されても、農業生産者はいろいろな工夫・経営努力をするだろうから、農業生産額はそんなに減らないだろう」一生産額を減らさないよう工夫や努力をすることはそうなのだろうが、努力の限界というものがある。TPP参加に伴う関税撤廃への対応は、やはり農業生産者の努力の限界を越えているのではないかと思う。

スーパーの話に絡んで、北海道大学の山口先生は次のように指摘している。「大きなスーパーが進出して確かに安い買い物ができるようになるだろうが、マチの中心部がシャッター街になって、コミュニティは崩壊してしまう。徹底した自由化と効率性の追求というのは、そういうマチがなくなってしまうようなことにつながるのではないか。」（『TPP交渉参加問題を考える道民集会』基調講演）

このように、①活路を見出して生き残っていけるという主張と、②安いものを買って賃金も結局カットされて、雇用もカットされて地域が無くなってしまおうという主張がある。私は、後者の山口先生の主張に共感して、TPP交渉参加に反対と言っている。

引用記事

北海道新聞朝刊全道（総合）2011年10月24日第
1面「＜シリーズ評論 選択TPP＞2 本間正
義氏（東京大学大学院教授） 北海道の農業
に好機」

北海道新聞朝刊全道（総合）2011年10月28日第
1面「＜シリーズ評論 選択TPP＞5 柳京熙
氏（酪農学園大学准教授） 農業衰退 韓国に
教訓」

北海道新聞朝刊地方（札幌市内）2011年11月13
日第28面「＜はなし抄＞北大大学院教授 山
口二郎さん（4日、TPP交渉参加問題を考える
道民集会の講演から） TPPは一極主義。
持続可能性考え政策選択を」

（2011年10月29日受理）